

久御山町

# 手話施策

推進方針

を策定しました

指文字の「く」



右手の甲を見せて親指を立てます。

+

「山」の手話



右手を左から右に動かし、胸の前で山を描きます。

||

「久御山」の手話

右手の甲を見せて親指を立てる形で指文字の「く」になります。この指のまま、左肩から右肩に山なりに動かすと、「久御山」の手話になります。

久御山町では

「あたたかい **手の言葉** でつながる **心** 久御山町手話言語条例」

を制定し、手話に対する理解と手話の広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町をめざしています。

# 久御山町手話施策推進方針

## 第1 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策に関する方針

住民だれもが手話に触れ、手話を身近なものと感じることが大切です。

手話を理解することで、ろう者をはじめとする聞こえに不自由を感じる人たちに対する理解が深まります。

住民がともに助け合い、支え合う共生社会に向けて、手話の普及啓発を図ります。

## 第2 手話を使用しやすい環境の構築のための施策に関する方針

ろう者の日常生活や社会生活において、手話で意思疎通を図ることは安心につながります。

町役場をはじめとして、町内のあらゆる場所で、いつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

## 第3 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策に関する方針

平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害がある者にとって日常生活、社会生活を営む上で障壁となるものに対し、必要かつ合理的な配慮が求められています。

あらゆる住民の基本的な人権を尊重するため、ろう者への手話による意思疎通に努めます。

## 第4 手話通訳者の確保及び養成支援に関する施策に関する方針

手話通訳者はろう者と聞こえる人の意思疎通を担うとともに、ろう者の生活も支援しています。

手話通訳者の養成を継続的に取り組むとともに、手話通訳者の派遣などの充実を図ります。

## 第5 このほか、町長が必要と認める事項に関する方針

この推進方針は、ろう者をはじめとする聞こえに不自由を感じる人たちの日常生活、社会生活に関わる方針です。

部局横断して全庁をあげて取り組みます。

各施策の推進に関し、手話施策推進会議で実施状況を検証し、必要に応じてこの推進方針を見直すこととします。

## 第1 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策の推進に関する取組

- (1) 手話の出前講座を実施して、職員が地域や事業所、学校などに出向いて説明します。
- (2) 久御山ろうあ協会や手話サークルなどと協力して、住民が手話に親しむことができるイベントを開催します。
- (3) 手話や聴覚障害に関するパンフレットを発行します。
- (4) 広報くみやまに手話などに関する記事を連載します。

## 第2 手話を使用しやすい環境の構築のための施策の推進に関する取組

- (1) 町内に勤務する人を対象とした手話講座を開催します。
- (2) 窓口対応を行う町職員を中心に手話の庁内研修を実施します。
- (3) 町内の店舗や事務所、医療機関などに耳マークの普及を進めます。

## 第3 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策の推進に関する取組

- (1) 町が主催する住民参加行事に手話通訳や要約筆記を設置し、障害の有無に関わらず、行事に参加する機会を提供します。
- (2) 聴覚障害児・者及び家族への相談・支援体制を充実します。

## 第4 手話通訳者の確保及び養成支援に関する施策の推進に関する取組

- (1) 手話通訳者の養成に向けて、久御山ろうあ協会と連携して手話奉仕員養成講座を開催します。
- (2) 町独自に手話通訳者登録・派遣制度の構築を検討します。
- (3) 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と連携し、手話通訳者の派遣業務を充実します。
- (4) 手話通訳者の新型コロナウイルス感染防止対策を用意するとともに、補償保険に加入します。

## 第5 このほか、町長が必要と認める事項の推進に関する取組

- (1) 本町のすべての部署では手話施策推進方針に基づき事務事業を行います。
- (2) 新型コロナウイルスの感染対策として、ろう者とのコミュニケーションでは透明な飛沫防止具を使用し、必要に応じて筆談を交えるなど顔の見えない意思疎通に戸惑うことがないよう配慮に努めます。

久御山町では初心者の方を対象にした手話奉仕員養成講座を開催しています。毎年5月に開講します。みなさん、楽しみながら手話を学んでいます。



▲広報くみやま2020年3月1日号から

## 耳マークをご存じですか？

耳マークは保険証などに貼って聞こえづらいことを意思表示できます。

また聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあり、店舗など窓口に掲出して周知できます。

町ではこの耳マークをお配りして、普及を推進しています。

どこでも出張します！出前講座

町では、職員が地域や事業所、学校などに出向いて、手話や聞こえづらさに関する講座を開催し周知啓発を図っています。

■住民福祉課 電話 075-631-9902  
ファクシミリ 075-632-5933



耳マーク



## 手話サークルを紹介します

町内には3団体の手話サークルが活動しています。

サークル名	活動内容
いちご	手話コーラスなどを通して、手話の学習をしています。
さくら	ろう者と交流しながら、手話を学んでいます。活動は昼間が中心。
ハッピー HAPPY	子どもから大人まで和気あいあいと手話で楽しんでいます。

いつでもメンバー募集中です。まずは気軽に参加してみませんか。いずれも主に、ゆうホールで活動していますが、コロナ禍で活動を制限している場合があります。問合せは住民福祉課、社会福祉協議会まで。